

第2回宇都宮市総合計画審議会 都市経営・自治分科会議事録

日時：平成19年10月26日（金）

午前10時00分から

場所：市役所議会棟 第2委員会室

出席

浅見 晃生	前うつのみやまちづくり市民会議 委員
安藤 正知	NPO法人宇都宮まちづくり市民工房 理事 (宇都宮市民活動サポートセンター 事務局長)
遠藤 和信	宇都宮市議会議員
佐々木英明	宇都宮市自治会連合会 会長
添田 包子	宇都宮市女性団体連絡協議会 会長
中村 祐司	宇都宮大学国際学部 教授

1 開会

2 あいさつ

3 議事

- (1) 第4次改定基本計画の実績について
- (2) 社会背景・環境, 今後の見通し等について
- (3) 取り組みの方向・目標等について
- (4) 先進地視察の候補について

4 閉会

開会 午前10時00分

事務局

それでは、定刻少々前でございますけれども、委員の皆さん全員おそろいでございますので、これから開会したいと思うのですが、まず開会に先立ちまして資料等の確認をさせていただければと。あと、第1回の分科会のおさらいをちょっとさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、資料でございますが、先日ご郵送でさせていただきました資料でございますが、お手元でございますでしょうか。まず、資料につきましては、会議の次第でございます。次に、全員の名簿でございます。続きまして、資料1というのがございます。こちらの資料1でございます。これ社会背景・環境・今後の見通し及び重点課題。続きまして、資料の2でございます。取り組みの方向・目標等というのがA4横でございますでしょうか。あと、最後のページになりますが、資料の3の先進地視察候補というのがA4で1枚ございます。以上、おそろいになっておりますでしょうか。

次に、緑のファイルと、あとブルー、ほかに統計等の資料がございますが、そちらお手元でございますでしょうか。

続きまして、前回のちょっとおさらいをさせていただきたいと思いますが、お手元の緑のちょっとファイルをごらんいただきたいと思います。緑のファイルをあけていただきたいと思います。こちらあけていただきますと、第1回の会議の資料が入っております。これは、前回の当分科会の審議事項ということについて、ご審議前回はいただきました。こちら次第をめぐってください。次に委員の、同じく名簿が入っております。名簿をめぐっていただきますと、都市・自治分科会の審議事項というのがございます。このページの2の所掌内容（審議の範囲）というのがございます。こちら黒のダイヤで3つございます。1つ目が、市民主役のまちづくりの推進に関する事、2つ目のダイヤが、行政経営基盤に関する事、3つ目が、市民の相互理解と共生に関する事という3つの柱についてが所掌の内容として、前回ご審議いただいたところでございます。以上が前回のおさらいでございます。

続きまして、そのファイル、次第を、資料をめぐっていただきますと、ピンクの1つ相紙がございます。ピンクの第4次宇都宮市総合計画の達成状況がございます。この資料につきましては、先日ここで確認をさせていただいた資料で、会議の次第の議事の、本日の議事の（1）にあります第4次改定基本計画の実績についてのときにご説明をさせていただくときに使うものでございます。よろしく願いいたします。

資料の確認等は以上であります、資料等は大丈夫でございますでしょうか。

はい、ありがとうございます。

大変お待たせしました。それでは、ただいまより第2回都市経営・自治分科会を開催いたします。

初めに、分科会長よりごあいさつをさせていただきたいと思いますので、分科会長、よろしく願いいたします。

分科会長

どうも皆さん、おはようございます。よろしくお願いします。

本日は、この都市経営・自治分科会という大変恐らく分科会の中でも非常に、まさに基盤という言葉もございますけれども、包括的で、かつ具体的な事項が求められている、ある意味では1つの怖くなるような分科会ということで、皆様方、委員の方々いろいろ時間をやりくりしていただいて本日お集まりいただき、また幾らそれがお仕事とはいえ、私ちょっと正直なところこれだけ行政の執行の支えてくださっている職員の方も会議でいるということで、逆に具体的に人数からいうと、一人一人の委員の重みがあるのではないかみたいなことも考えておりますが、いずれにしても私自身も行政学、地方自治を研究している学者の端くれとしまして、特に最近、きょうも議論となると思いますが、いろいろ協働という言葉を始めとする理念的な言葉の部分と、実際の実践と申しますか、実務と申しますか、そういったようなところをどういうふうにつなげていったらいいのかということで、ここ数年間実地的に悩みながら研究を進めている次第です。

きょうはそういった意味でも、委員の方々が両にらみで、余り個々の細かいところも大切なのですけれども、そこを見ると全体が見えなくなりますし、余り包括的なことを言いますと、一体それは何も言っていないことになるという、そういった意味では非常に難しいバランスをとられる分科会の、限られた回数、時間の中でということでもありますけれども、ぜひ皆様方委員の一人一人のご意見をできるだけ吸収させていただいて、この総合計画といったようなものの中身に反映するよう全力を尽くしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思いますが、これよりの進行は分科会長にお願いいたしたいと存じます。分科会長、よろしくどうぞお願いいたします。

分科会長

では、座らせてもらって、もう早速議事に入っていきたいというふうに思います。

本日は、議事といたしましては、その他がちょっと入ってくる可能性ございますが、次第によりまして4つございます。それで、ちょっと僭越ながら私事前に、皆様方もそうだと思いますが、見た限りでは、議事ではありますけれども、(1)それから(4)は報告的と申しますか、多少、となりますので、もちろん質問等結構なのですけれども、メインはやはり(2)と(3)あたりかなというふうに思いますので、その辺のところをちょっとお含みいただきながら、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせてもらいます。まず、(1)の第4次改定基本計画の実績についてということで、ではこれについて別冊等もございますので、事務局のほうより説明をよろしくお願いいたします。

事務局

お手元にごございますピンク色の冊子でごございますが、第4次宇都宮市総合計画の達成状況の19ページをお開きください。こちらにつきましては、平成17年の12月に総合計画達成の取り組みの一環としてまとめたものでございます。この冊子を用いまして、第4次改定基本計画の実績についてご説明をいたします。

まず、分科会の所掌内容であります市民役のまちづくりに関することの関係部分についてご説明いたします。基本施策、市民の主体的なまちづくりを推進するについてでございますが、基本施策の目的といたしましては、「市民の創意を生かした主体的なまちづくりができる」と設定されております。

次に、施策の構成といたしましては、コミュニティ活動の促進、NPO、ボランティア活動の促進、特色ある地域づくりの3つの施策を位置づけております。

次に、主要事業と進捗状況につきましては、資料に記載のとおりでございますが、例えばナンバー1のコミュニティ施設の整備についてでございますが、平成19年10月現在におきまして、地区市民センターにつきましては、全11地区の整備が完了いたしております。また、地域コミュニティセンターにつきましては、22センター、90%の整備が完了しているところでございます。

次に、20ページ中段をごらんください。これまでの取り組みから言えることでございますが、ナンバー1にごございますように、地域コミュニティセンターの整備が活動の活性化につながっている一方で、自治会の地域集会所につきましては、まだ十分な整備状況ではないといった課題もございます。また、ナンバー2にごございますように、市民活動への参加意向が高まっているということ、またナンバー3にごございますように、地域振興事業などにより、地域活動への参加者数も着実にふえてきております。

次に、施策の達成状況についてでございますが、ナンバー1にごございますように、施設整備などにより、活動が促進され、コミュニティづくりが進んでいる状況にあります。また、ナンバー2にごございますように、市民活動サポートセンターや各種支援制度などにより、自発的・主体的な活動が促進されております。また、ナンバー3にごございますように、地域の自主的な活動の一層の活発化が期待できる状況となっており、地域の特性を生かしたまちづくりが進んでおります。このようなものを達成状況としてとらえております。

続きまして、21ページをごらんください。基本施策、市民と協働のまちづくりを推進するについてでございますが、基本施策の目的といたしましては、「市民・事業者・行政が、それぞれの適切な役割分担のもとで、パートナーシップによるまちづくりが進められている」と設定されております。

次に、施策の構成といたしましては、市民参画の促進、市民協働の推進、身近な行政の推進の3つの施策を位置づけております。

次に、主要事業と進捗状況にありますナンバー2の市民協働のルールづくりについてでございますが、平成16年に市民協働推進指針が策定され、資料には掲載されておりませんが、平成18年9月に市民協働推進計画を策定し、現在この計画に基づきまして、市民協働のまちづくりに取り組んでいるところでございます。

次に、22ページをごらんください。これまでの取り組みから言えることについてでございますが、市民参画の促進につきましては、ナンバー1でございますよう、平成15、16年度にまちづくり懇談会の開催内容の見直しを図り、平成17年度より年13回開催をいたしました。また、アンケートの結果、約7割の方が懇談会の内容に満足していただいております。

次に、施策の達成状況についてでございますが、ナンバー1でございますように、市政に参画する機会を拡充するため、各種広聴事業を展開することで、市民の皆様の意思が政策に反映する機会を提供し、また政策形成過程にある情報や、市が抱えています課題等を提供する特集号の充実を図るなど、行政情報の提供が進んでいること、このようなものを達成状況としてとらえております。また、ナンバー2でございますように、市民協働によるまちづくりの基本的な考え方となる市民協働推進指針を策定し、これを受けまして具体的な取り組みを推進するための協働推進計画を策定したことにより、これからの本市が目指します市民協働のまちづくりの環境整備を計画的に進めていけること、このようなものを達成状況としてとらえております。

続きまして、分科会の所掌内容におきます行政経営基盤に関するこの関係部分につきましてご説明いたします。

資料の23ページをお開きください。基本施策、都市経営基盤を確立するについてであります。基本施策の目的といたしましては、「社会経済状況の変化や市民ニーズに的確に対応し、主体的・自律的な行財政運営が実施できる」が設定されております。

次に、施策の構成といたしましては、成果重視の行政システムの構築、政策形成機能の向上、財政基盤の確立の3つを位置づけております。

次に、主要事業と進捗状況につきましては、ナンバー2の政策研究組織の設置についてであります。大学などと連携しながら調査・研究に取り組み、新しい時代に対応した政策の提案を行う自治体内シンクタンクとして、「うつのみや市政研究センター」を平成16年4月に設置したところであります。

24ページをごらんください。これまでの取り組みから言えることでもあります。ナンバー1にありますように、事務事業評価の実施後、事務改善が図られるなど、継続的な取り組みに結びついているところであります。また、ナンバー2にありますように、市政研究センターにつきましては、設置から4年を経過し、調査研究機能などの充実が図られていること、またナンバー3にありますように、財政運指針で定める目標値を確保するとともに、市税収入につきましては、平成13年度から4年連続で収納率が向上しているところであります。

次に、施策の達成状況についてであります。ナンバー1にありますように、電子申請届け出につきましては、電子入札化が一部実施にとどまるなど、市民の満足度が高まるサービスが提供されているという目標を十分には達成していない状況であるということ、またナンバー2にありますように、市政研究センターの設置により、政策形成機能が向上しているものの、より一層調査研究及び政策形成支援機能を充実していく必要があること、またナンバー3にありますように、財政運営指針の目標が達成されていること、市税の収納率も向上していること、このようなものを達成状況としてとらえております。

25ページをごらんください。続きまして、基本施策、都市連携を強化するについてであります。こちらにつきましては、第5次総合計画におきまして、行政経営基盤を形成する取り組みの一部ととらえております。

基本施策の目的といたしましては、「中核都市圏内の人・もの・情報が活発に交流し、広域化する住民の日常生活等に対応した行政サービスが提供されている」が設定されております。

次に、施策の構成といたしましては、中核都市圏の機能充実、広域的共同・協力事業の推進、広域行政推進体制の整備・充実の3つを位置づけております。

次に、主要事業と進捗状況につきましては、資料に記載のとおりであります。広域合併推進事業の推進といたしまして、広域合併の効果などにつきまして、広報・啓発活動に取り組んだところであります。

26ページをごらんください。これまでの取り組みから言えることではありますが、ナンバー1にありますように、図書館の蔵書検索や予約につきましては、ITを活用した広域的な利用は活発であり、住民ニーズに応じた事業展開が可能になっていること。また、これまで図書館やスポーツ施設等の広域利用などに取り組んできたところであります。ナンバー3にありますように、市町村合併への対応などの影響から、新規の広域的事業の検討などについては余り進んでいない状況にあります。

次に、施策の達成状況についてであります。ナンバー1やナンバー2にありますように、住民票の写し等の交付など居住地以外でのサービス提供を実現するなど、全体的に目標はおおむね達成しているものととらえております。

33ページをお開きください。続きまして、分科会の所掌内容にあります市民の相互理解と共生に関する関係部分につきましてご説明いたします。

基本施策、学校教育を充実するのうち、施策の構成の3、小・中学校教育の充実についてであります。34ページ下段のこれまでの取り組みから言えることのナンバー3にありますように、スクールカウンセラーの派遣等により、不登校児童生徒の減少が見込まれる状況になっております。

次に、35ページの施策の達成状況であります。ナンバー3にありますように、心の教育推進事業により、教育指導の充実が図られているととらえております。

続きまして、43ページをお開きください。基本施策、男女共同参画社会を実現するについてであります。基本施策の目的といたしましては、「女性と男性が、人権を尊重し、相互に理解しながら責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる」が設定されております。

次に、施策の構成といたしましては、個人の尊重と男女平等意識の高揚、男女共同参画の促進、男女共同参画の環境整備の3つを位置づけております。

次に、主要事業と進捗状況につきましては、資料に記載のとおりであります。ナンバー2の女性を暴力から守るための対策・連携の強化といたしまして、DV防止につきまして、広報・啓発活動などに取り組むとともに、相談体制の充実や関係機関、民間シェルター等との連携に取り組んだところであります。

44ページをごらんください。これまでの取り組みから言えることではありますが、ナンバー1にあり

ますように、女性相談、特にDVに関する相談件数の伸びが顕著となっており、ナンバー2にありますように、海外派遣研修の修了生が自分が属する団体のリーダーとして活躍している状況にあります。また、ナンバー3にありますように、ファミリーサポートセンター等の利用件数は増加している状況にあります。

次に、施策の達成状況についてであります。ナンバー1にありますように、小学5年生を対象とした意識調査におきまして、「家事は男女が力を合わせてするのがよい」との回答率が上昇していることや、女性相談における相談体制の充実を図っていることなどにより、男女それぞれの人権尊重が進んでいるととらえています。また、ナンバー2にありますように、審議会等における女性委員の登用や海外派遣研修の修了生に活動の場を提供することなどにより、男女が地域社会の対等な構成員として活躍しているととらえております。また、ナンバー3にありますように、子育てや介護サービス事業の充実により、男女共同参画社会の実現に向けた環境がつけられているととらえております。

45ページをごらんください。続きまして、基本施策、国際化に対応したまちづくりを推進するについてであります。基本施策の目的といたしましては、「平和で豊かな市民生活が築かれ、在住外国人が快適に暮らせる世界に開かれた、まちになる」が設定されております。

次に、施策の構成といたしましては、市民主体の国際交流活動の推進、在住外国人との共生の促進、国際平和の推進の3つを位置づけております。

次に、主要事業と進捗状況につきましては、資料に記載のとおりであります。ナンバー1の国際交流施設の整備として、市民プラザ内に国際交流プラザを整備したところであります。

46ページをごらんください。これまでの取り組みから言えることではあります。ナンバー1にありますように、市民が開催する国際交流事業数は増加傾向にあり、ナンバー2にありますように、外国人の相談件数は横ばいとなっております。在住外国人は増加・定住化していることから、今後もニーズが高まってくるものと思われ。また、ナンバー3にありますように、市や遺族会などを構成団体とする実行委員会により実施する「平和のつどい」の参加者における若年層の割合が増加傾向にあります。

次に、施策の達成状況についてであります。ナンバー1にありますように、民間国際交流団体の活動が活発化し、市民の国際理解が深まり、ナンバー2にありますように、今後も在住外国人のニーズ把握に努める必要があるととらえております。また、ナンバー3にありますように、戦争体験者が高齢化し、戦争体験の記憶が薄れつつある中、「平和のつどい」を初めとする平和事業の内容の充実が必要であるととらえております。

61ページをお開きください。続きまして、基本施策、児童福祉を充実するのうち、施策の構成の1、個性や権利を尊重する社会づくりについてであります。62ページ下段のこれまでの取り組みから言えることのナンバー1にありますように、虐待防止・早期発見のための研修会の開催回数は、児童虐待防止ネットワーク会議の設置等により年々増加しております。

次に、63ページの施策の達成状況であります。ナンバー1にありますように、児童虐待の早期発見・早期対応を図るための関係機関と連携した児童虐待防止ネットワーク会議の設置等により虐待解

決に向けた環境が整備されつつあるととらえています。

以上で、第4次改定基本計画の実績についての説明を終わります。

分科会長

どうもありがとうございました。

今ありましたように、恐らくやはりこれは第3次の総合計画からになるのでしょうか。昭和61年度ですから、1986年度ですか、から5年後に今のようなスタイルで、以前の資料によると、1991年度に第3次総合計画の改定基本計画の策定ということで、改定基本計画が5年後に出てきていて、第4次の総合計画が1997年になるのでしょうか、平成9年度ですね、策定して、そしてまた5年後の平成14年度、2002年度でしょうか、にこの改定基本計画という形で見直す。ですから、そして今のご説明あったように、一昨年のは12月になるのでしょうか、改定基本計画ということで、今までの特に取り組みから見えてきたことだとか達成状況についてチェックが入っているという形になりますので、本日の分科会の位置づけとしては、今説明していただきましたように、都市・自治系、この分科会と関連するところを、ちょっとこれから本格的に議論する前に、ちょっと皆様方につながりと申しますか、理解していただくという意味というふうにとらえております。ありがとうございました。

それでは、どちらかという意見というより、ただいまの説明につきまして質問等がございましたら、委員の方からいかがでしょうか。余りこれについては、はい、どうぞ。

委員

今回説明していただいた達成状況は、平成17年12月段階なのですね。それで、これら各管理指標を見ますと、17年、18年は見込みでグラフがみんな上がっているのですよ。ここでは具体的などころを言いますと、43ページの女性委員がいる市審議会等の割合、17年、18年は見込みですから、85%、90%になっていますね。それで、次のページの45ページも、例えば国際交流の事業数ですが、16年が63、17、18年は65、65です。我々に関係するところでいっても、例えば61ページの虐待防止早期発見のための研修会の開催、これは指標としていい悪いは別ですよ、単に効果として上げているわけですから、これが17、18年は18、24、子どもの家設置については、17年、18年と30、36とみんな上げる傾向なのですね。これは、実績ということで今報告受けたのですが、17年12月の段階ではまだ見込みの数字が相当出ているのですね。

それで、私、別のほうで調べたら、大分見込みと実績が、平成18年ですから、もう既に実績というのは出ているわけです。その乖離がみんな大きいのが実態で出てきているのですよ。ですから、今説明を受けましたが、例えば具体的な例で3項目申し上げましたけれども、多分これも乖離が出ているのではないかなと思う。そういう課題をやっぱり行政側もしっかり認識していかないと、次の改定に当たって、また同じような轍を踏む心配があるなというのが1つです。

それと、もう一つ全体を見る場合に、総合計画の中で、これ参考までに山形市が今年度からつくった総合計画表なのです。総合計画とリンクしている個々の計画、先ほども説明の中で何々計画をつく

りましたとかという話が出たと思うのです。そのリンクがどうなっているのか、こういう一覧表でわかるようにしているのですよ。ですから、そういうのが多分宇都宮市の場合の過去の総合計画とこれからの総合計画の全体と個別の計画がどういうふうにリンクしているのか。それとあと各部門、所属部門がそれぞれの施策とどういうふうな形でリンクしているのかと。これは、山形市の新しい今年度実施の総合計画なのです。こういう形で少しずつ見えるようにしていますので、過去のものについてもそういうものがあれば出していただくとか、あとはなければ今後そういういわゆるマトリックスで施策と、総合計画に掲げている施策と各部門の連携が、一体どの部門がどういう形で推進していくのだというのわかるようなものを提示しておいたほうがいいのではないかなというふうに感じていますが、すけれども。

分科会長

どうもありがとうございました。

きょうの2と3の内容についてということについても、非常に貴重なご指摘、2つのご指摘があったと思います。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、今の事務局からの説明と、委員からの2点についてのご指摘、それを非常に受けとめて、いよいよこの審議を、きょうの本論と申しますか、2の社会環境、それから今後の見通し、それからまた重点課題につまましてを議題として進めさせていただきます。

この当分科会の、まさにここからなのですけれども、所掌事項ですね、非常に広がっている。それでいながら具体性も求められるという、今後の取り組み、我々の方向を探っていく上で踏まえておくべき環境として、その判断材料として、これから説明していただく内容とか資料が適切であるのか。また、それを踏まえた重点課題として、問題の課題のとらえ方そのもの、これが適切であるのかといったことを、事務局の説明を受けた上で、皆様方とこの辺のところはどうか、いろいろご自由にですね。ただ、できればいろいろな方の委員の方から、できるだけ吸い上げたいと思いますので、事務局の説明の後ご意見という形になってきます。

では、早速この議題2の件につままして、事務局より説明をよろしくお願いします。

事務局

資料1をごらんください。社会背景・環境、今後の見通し及び重点課題についてご説明をいたします。

私どもの部会では、これまで都市経営・自治分野において重視すべき社会背景や環境、今後の見通しなどについて、環境分析を行ってまいりました。これを踏まえまして、これからご説明いたします分野における重点課題を検討いたしております。

まず、1の市民主役のまちづくりの推進に関することについてでございますが、環境分析1につまましては、市民協働をキーワードといたしまして、グループ化できるものでございます。

環境分析の結果でございますが、主なものといたしまして、次の2つに整理しております。1つ目

でございますが、市民の地域コミュニティの必要性や重要性に対する認識が高まっている中、本市では地域まちづくり組織やNPO、ボランティア団体などの活躍を生かせる場が少ないことから、こうした団体間の交流や連携を進めていく、さらには活動拠点の一層の充実が求められているというものでございます。

2つ目でございますが、インターネットの普及などにより、団体等の活動に必要な情報共有化のための基盤や環境が整いやすい状況となっており、また地域まちづくりの活動拠点には、地域のまちづくりをサポートする職員を配置しているなど、こうした環境を生かし、さらに伸ばしていくことが可能であるというものでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「まちづくりの担い手の育成強化や、活動の場・拠点の整備、まちづくり活動に関する情報の共有化を図り、市民の手によるまちづくり活動を活発化すること」を重点課題としてとらえたところであります。

次に、環境分析2につきましては、地域主体のまちづくりをキーワードといたしまして、グループ化できるものでございます。

環境分析の結果でございますが、主なものといたしまして、次の2つに整理しております。1つ目でございますが、団塊の世代が退職し、地域に知識や技術を持つ人材がふえている中、本市の地区市民センターや地域コミュニティセンターなど地域活動の拠点では、まちづくり講習会など人材育成の講習会を初めとする多様な地域活動支援を行っていることから、こうした人材を地域のまちづくりに取り込んでいくことが可能であるというものであります。

2つ目でございますが、合併旧市内の37地区には地域まちづくり組織が配置され、地区ごとに地区市民センター、地域コミュニティセンターなどの地域活動の拠点施設が整備されるなど、地域のまちづくり活動の環境整備が進みつつあるものの、地域まちづくりに係る取り組みについては計画性や将来像が十分でなく、地域資源を活用した事例も少ないことから、地域特性を生かした計画的な取り組みが求められているというものでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「地域資源の発掘や独自性を発揮する計画策定などにより、地域の主体的なまちづくり活動の促進を図り、地域特性に応じたまちづくり活動を推進すること」を重点課題としてとらえたところであります。

次に、環境分析3につきましては、市政への参画をキーワードといたしまして、グループ化できるものでございます。

環境分析の結果でございますが、主なものといたしまして、次の2つに整理しております。1つ目でございますが、インターネットの普及など情報の入手、発信がしやすくなり、情報の共有化が図れる基盤や環境が整いつつある中、本市では多くの媒体を活用することにより行政の持つ情報の提供をしているというものでございます。

2つ目でございますが、行政に関心のある市民や専門的な知識を有する市民がふえており、NPOやボランティア団体、地域まちづくり組織など、多様な市民協働のパートナーが出現している一方で、本市ではさまざまな手法を用いて市民の意見を把握する仕組みがあるものの、こうした団体の意見や

提案を施策事業として実現していく仕組みが確立されていないというものでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「政策形成過程における市民参加・機会の充実などにより、市政への参加促進を図り、市民の意見を市政に反映させること」を重点課題としてとらえたところがあります。

続きまして、2の行政経営基盤に関することについてであります。環境分析1につきましては、行政経営をキーワードといたしまして、グループ化したものであります。

環境分析の結果であります。主なものを3つに整理しております。1つ目ですが、本格的な少子高齢社会の到来などの社会構造の変化に伴う価値観やライフスタイルの多様化等に加え、年金、医療等のさまざまな制度改正等の影響により、行政に対する市民の期待やニーズは今後も増加することが見込まれるものであります。

2つ目ですが、公共的なサービスを提供できる事業者等が増加してきていることから、民間の活力を効果的に活用し、効率的な行政経営が求められているところがあります。

3つ目ですが、行政改革推進法や公共サービス改革法、いわゆる市場化テスト法の制定など、行政改革のさらなる推進のための新たな手法が制度化され、追い風になっているところがあります。

このような環境分析を踏まえまして、「効果的で効率的な行政経営を推進し、最少の経費で最大の効果が発揮できるような行政経営を行うこと」を重点課題としてとらえたところがあります。

次に、環境分析2につきましては、地域自治をキーワードといたしまして、グループ化したものであります。

環境分析の結果であります。主なものを3つに整理しております。1つ目ですが、地方分権や市町村合併が進むなど社会状況が変化することにより、地方自治体の果たすべき役割や規模が大きくなっていることから、これらに対応するため、市内各地区に設置しております地方自治法上の支所機能を持つ地区市民センターなどの機能の拡充が求められているところがあります。

2つ目ですが、地区市民センターなどにおいて、市民生活に密着した行政サービスを提供しているところがありますが、利便性などの点で十分にこたえられていない状況にあるというものであります。

3つ目ですが、地域のまちづくりを支援するため、地区市民センターにまちづくりを支援する職員を配置しておりますが、地域のニーズや特性などを反映した施策・事業が十分に行われていない状況にあるというものであります。

このような環境分析を踏まえまして、「身近な地域における一層の行政サービス拡充と地域特性に応じたまちづくりを行う地域自治の確立を目指すこと」を重点課題としてとらえたところがあります。

次に、4ページの環境分析3につきましては、行政の組織力の向上をキーワードといたしまして、グループ化したものであります。

環境分析の結果であります。主なものを2つに整理しております。1つ目ですが、高度化、複雑化する市民ニーズに対応できる職員の能力開発や人材の育成が十分でないことが弱みであるというものであります。

2つ目ではありますが、本市では能力主義・成績主義をベースとして人材育成型の総合的・体系的な人事管理制度を整備している強みがありますが、職員一人一人が意欲を持ち、能力を十分に発揮できる仕組みが十分でないことが弱みであるというものであります。

このような環境分析を踏まえまして、「政策形成能力や専門的・実務能力を備え、意欲的に職務に遂行できる人材を育成することにより、組織力を向上させ、行政課題への的確な対応や個性あるまちづくりを効果的に進めること」を重点課題としてとらえたところであります。

次に、環境分析4につきましては、財政基盤をキーワードといたしまして、グループ化したものであります。

環境分析の結果ではありますが、主なものを4つに整理しております。1つ目ではありますが、収納対策の強化により、市税等の徴収率が向上している。また、中期財政計画・総合計画実施計画・予算編成などの連携を図り、中期的な視点により計画的に事業を実施している強みがあります。

2つ目ではありますが、税収、料金収入などの大幅な増加は期待できないという弱みがあるというものであります。

3つ目ではありますが、新税の創設が可能になるなど、法整備の規制緩和が進んでおります。

4つ目ではありますが、少子高齢化の進展に伴い、労働者人口の減少による市税収入の減少や、高齢者人口の増加による扶助費の増加が予想されるというものであります。

このような環境分析を踏まえまして、「事務事業の「選択と集中」の徹底や自主財源の確保などにより、財政基盤の強化を図り、将来にわたり、多様化する市民ニーズに的確に対応していくこと」を重点課題としてとらえたところであります。

続きまして、3の市民の相互理解と共生に関することについてではありますが、環境分析1につきましては、女性、子供、高齢者、障がい者などの個人の尊重をキーワードといたしまして、グループ化したものであります。

環境分析の結果ではありますが、主なものを3つに整理しております。1つ目ではありますが、夫やパートナーからの暴力が人権を侵害する重要な問題として顕在化する中、被害者の早期救済と迅速かつ的確な対応が求められていることであります。

2つ目ではありますが、ハード面でのバリアフリーが進んでいる中、今後も必要に応じた整備を進めていくとともに、心のバリアフリーについても充実させていく必要があります。

3つ目ではありますが、教育に無関心であったり、子供の教育で悩んでいたりする保護者がふえている中、コミュニティや地域ぐるみで支える意識が減退しており、いじめ対策も十分でないことであります。

このような環境分析を踏まえまして、「若い世代への啓発、関係機関との連携などにより、女性に対する暴力の根絶を図るとともに、啓発活動地域ネットワークの活用、関係機関との連携などにより、子供への虐待防止対策の強化を図り、女性や子供の人権侵害を防止すること。また、広報啓発活動の推進等により、高齢者、障がい者の権利擁護を充実し、心のバリアフリーの推進を図り、市民のだれもが障壁を感じることなく、安心して暮らせるようにすること」を重点課題としてとらえたところで

あります。

次に、環境分析2につきましては、男女共同参画をキーワードといたしまして、グループ化したものであります。

環境分析の結果であります。主なものを2つに整理しております。1つ目ですが、子育てに時間がとれていない親が多い中、企業間競争の激化による長時間労働が強化されていることであります。

2つ目ですが、仕事や家庭生活その他の活動の両立が困難な状況にあり、育児や介護の社会的支援を充実する必要があります。

このような環境分析を踏まえまして、「チャレンジ支援、子育てや介護への社会的支援の充実、意識啓発活動などにより、男女共同参画を推進すること」を重点課題としてとらえたところであります。

次に、環境分析3につきましては、多文化共生をキーワードといたしまして、グループ化したものであります。

1つ目ですが、定住外国人への教育面での対応が不足している中、母語のない子供が増加していることであります。

2つ目ですが、さまざまな分野で市民活動が活発化する中、在住外国人と市民の相互理解が必ずしも十分でないことであります。

このような環境分析を踏まえまして、「在住外国人が暮らしやすい環境づくりを行うとともに、市民主体の多文化共生・国際交流事業の支援などにより、在住外国人と市民の共生・相互理解の促進を図り、日本人も外国人も同じ市民として安心して暮らすことができるようにすること」を重点課題としてとらえたところであります。

以上で、社会背景・環境、今後の見通し及び重点課題についての説明を終わります。

分科会長

はい、どうも。それでは、今それぞれ3項目ですか、それから所管のということで、みんなでまちづくり課長と行政経営課長のほうから説明がございました。

それでは、これから自由意見というか、おっしゃっていただいて、順番でなくてもいいと思うのですね。前後しても、3項目につきまして前後してもいいのですけれども、ただしちょっと重点課題をどういうふうにとらえているかということですので、これをこうすべきだとか今後の取り組みはこうあるべきだというのは3番目の議題として、これまた時間とってやりますので、課題のとらえ方と申しますか。ですから、例えば私は事前にちょっと読んだ範囲では、どちらかという環境分析の記述のそれぞれの広範なところに、非常にもうみずから計画性や将来性が乏しいだとか、地域資源活用事例が少ないだとか、市政に反映される仕組みが確立されていないだとか、そういったかなりみずからの思い切ったことが言われていますので、どちらかというその太字のところよりも具体性は、ずばり具体的に言っているのは、環境分析のところの後半あたりの最後のほうの記述かなという思いもしますが、いずれにしても課題のとらえ方ですよね。その辺のところを、こういう課題がもっとあるの

ではないかとか、あるいはこういうとらえ方は少しあれだとか、先ほど委員が影の貴重な指摘してくださいましたが、見通しについて、こういうとらえ方はどうなのかということ、もう前後を限らずぜひ委員の方、どうぞご自由に意見をおっしゃってください。いかがでございましょうか。

確かにあれですね、いろいろ交錯しているというか、例えば3項目めの5ページになるのでしょうか、市民の相互理解と共生のところの環境分析にも、実際の子育てとかDVとか、それとはちょっと離れるのですけれども、企業間競争という言葉もあって、激化による長時間労働というのを見てまず思ったのは、企業を大学と入れかえたら同じだなと。関係なくてすみません。あるいは自治体と入れかえたら、まさに自治体間競争の激化ということで、ちょっとこの話はやっぱりずれるのですけれども、ちょっとそういうことをじっくり読ませていただくとおりました。確かに安泰的なこういう、何かすべてが何々間競争というのが今物すごい形で出ているなという、そういうのはNPO間競争というのものもしかしたらあるかもしれないなと思ったりして。

すみません、ちょっと関係ないことを言ってしまいました、いずれにしてもいかがでございましょう。どうでしょうかね。では、お願いします。

委員

重点課題を読ませていただいたときに、非常によく私把握しているところがあるなと思って、共鳴するところがたくさんあったのです。例えば、政策形成という言葉が重点課題の中に幾つか出てくる、2ページ目のところですね。重点課題で政策形成過程における市民参加、それから4ページ目の上のほうの重点課題で政策形成能力ということで、これ行政の課題ということだと思っておりますが、市民主体でまちづくりを進めていく上で、やっぱり市民ができ上がったものに参加するというでなくて、ある意味ゼロからのスタートというところから参画できていく仕組みができていくことも非常に大切なのではないかなと思うのですね。

活動拠点がということもあるので、私は活動拠点は結構あるのかなと基本的には思っているのですけれども、そこをいかに活用していくかがこれからの課題になるのかなと。それは住民側もそうですし、行政側の、この2つの政策形成に係るコメントがやっぱりこれをあらわしていると思うのですけれども、ここをどうリンクさせていくのか。この2つの重点課題が今別々に書かれていますけれども、それを2つやっぱり別個に考えるのではなくて、どうリンクさせて協働ということを実現していくかというのがあらわれてくると、本当にすばらしくなると思います。

分科会長

どうもありがとうございました。政策過程における参画、はい。

では、どうぞ。

委員

何点かあるのですが、今の政策形成過程からというのが使われているのですが、やっぱり前提条件

として、情報提供をどういうスタンスでやるのだという行政の形が出ないと、なかなか市民参画ができて、情報は、これはまだ未決定ですので出せませんと。実際に情報を出せるのは、決定後になってしまうと。そうすると、政策形成過程からといっても、なかなか限られた人しか、委員会に入った人だけで論議されて、そのほかの市民はなかなか情報が入らないということが今までの大きな問題でなかったかなというふうに思っています。ですから、それをどうやって今後対応していくのか。それはそのまま、従来のままでやっていくのですというスタンスなのかどうかですね。

それと、行政の組織の面で、今は3年ぐらいで職場が変わっているのが実態ですね、3年とか4年とか。そうすると、要はプロがなかなか育たない。行政マンの、いわゆる幅広い知識は持っている。ところが、市民の方にとっては、ある日突然担当者が換わりましたと。まちづくりの担当者が換わりましたと。申し送りはしているのですが、なかなかまた1からコミュニケーションをとりながらつくっていくということでは、やっぱりこれからの効率的なまちづくりという観点からは問題が出てくるのではないかな。そういう意味からして、いわゆる行政の人事に対する考え方、人の活用の仕方についてのやっぱり考え方をちょっと変えないと、今までどおり3年、4年ごとに変えていったのでは効率的に動かないのではないかなという心配をしています。

それと、基本的にこういう長期計画、総合計画は長期なのですが、これからの世の中というのは相当短いサイクルで運用していかないと、世の中の動きに対応し切れないのではないかな。例えば、急に道州制の話なんか、さあ、どうしようかと。そういったことの、いわゆる短期対応の計画も頭に入れて、変化に対応できるのですよということも少し考えておく必要があるのではないかなと思います。

分科会長

最後のところは、総合計画そのものを変えるという意味ではなくて。

委員

ではなくて。

分科会長

関連したことについて、別のルートで。

委員

例えば、10年、15年のものを行っているのですが、例えばその中でも今回の5カ年は重点でこういうふうにしていくのですよ。それで、その見直しというのですか、ローリングというか、そういうのを適宜やっていけるような組織体制をとっていくのですというふうなことを入れておいたほうが、そういう見方をしていたほうがいいのではないかなと思います。

分科会長

ありがとうございます。きょうの関連のところにもたがるようなことですね。情報と、それから職員一人一人の意欲を、持っている力を十分に発揮できる仕組みが十分でないという記述がございます。それに関連した部分。それから、非常に変動の変わりやすい中で、何かもうちょっと柔軟な対応はできないかというご意見です。ありがとうございます。

では、どうしましょう。たまたまですけれども、いかがですか。

委員

私は、長期総合計画を考えるときに、やはり21世紀の日本の超高齢化社会という、こういうことを抜いては考えられないと思うのです。それと、それから都市自治の最大の目的は何かというと、やはり市民を守るということが、私は一番大事なことではないかというふうに常日ごろ感じています。特にここにありました、最後だったと思いますが、外国人が住みやすいというか、安心して住めるというか、そういう環境づくりというのが出ております。確かにフランスでは、移民の暴動が起こって大変な問題になっています。日本はたまたま移民制度をとっていないということで、単一民族の社会がつくられてきています。しかし、これから人口減少が進んでくると、国会でも議論をしたほうがいいのではないかというふうに言われているように、移民政策をとろうではないかというふうな話があるわけですね。こういった考え方を踏まえて、単一民族である日本の社会の中に外国人がどういうふうに共生できるのか。または今いる外国人が、本当に日本で市民権を持って生活できる外国人なのかどうか。そういったことを踏まえて、市民の安全、安心とつなげてどういう施策をとっていくか。これが私は非常に大切な問題として持ち上がってくるのではないかなというふうに考えています。

極端な話、これはかなりこの会議の内容にふさわしいかわからないのですが、私の聞いた話では、外国の人が宇都宮に働きに来て、働きに来てというか観光で来ているのだと思うのですが、夜働いていて、もちろん健康保険だとか国民健康保険に入れないわけですね、就労ビザを持っているわけではないですから。それで、例えば病気になったとすると、日本に籍のある外国人の友達、同じぐらいの年齢の人の国民健康保険を持って、救急センターに行って治療を受けるのだそうです。そうすると、写真張っていませんから、名前と住所だけなのでわからない。1日行って、緊急治療を受けて薬をもらって帰ってきて行かないのだと。こういうふうな人たちが、現実に宇都宮に大分いるそうです。こういったことを踏まえて、本当に外国から日本に定住して住んで生活をしている人と、そういう形でしか生活ができない人たちがいます。いろんな外国人という人がいるのだと私は思うのです。

そういった中で、これからの宇都宮市民が安心、安全、これ新聞見えていますと毎日人殺しだとか親殺しだとか子殺しとか出ています。こういった事件をなくしていく方向、これを視点としてやっぱり1つ入れてほしいなという気がしています。特に宇都宮は自然災害が少ないところだというふうに言われていますが、事件、これもやっぱり安全という意味からすると、あつてはならないこと、極力減らさなければいけないことになると思います。外国人の生活の安全を考えるということは、当然一緒に生活しているから必要なのですが、それとそういった違法滞在者の対応の仕方の問題と宇都宮市民

の生活の安全、これを3つの視点から同等に進めていくという考え方、これをやっぱりとる必要があるかなというふうに感じました。

分科会長

ありがとうございました。

いろいろ他の分科会のところでも当然いろんな医療の問題もあると思いますが、基本的にはこの5ページのところの、特に定住外国人の方に対する見方ということは賛成なのだけれども、どう取り組んでいくか、ぜひ具体的なことを出したいということですよ。

委員

そうです。

分科会長

そのように、ありがとうございました。

ほかに、ではどうぞ。

副分科会長

きのう地区センター、東の地区センターで倉沢大樹さんのエレクトーンのすばらしい演奏だったのですけれども、この年になって初めて、感動というのはこういうものかと。何か体がしびれた。そのときに集まった方たちが、8割は女の方であったわけですが、地区センターであれだけのことをやっているということは、この中に幾つか地区センターのことが明記されているようでしたが、すばらしいことだと思います。高く評価をしたいと思います。

今女性の話が出たのですけれども、この言葉の中に女性云々、女性虐待云々という言葉が出てきたので、女性という言葉をここで使っているのかな、あるいはまた言葉の表現がもっと上手にできないものかなというようなことを感じました。

それから、もう一つは、子供たちが地域に、顔の見える地域にしていきなさいというようなことで、我々頑張ってやっているのですけれども、子供たちは学校にいるときの環境、これはやっぱり学校というのは学ぶところだということですから、緊張している。ところが、地域に帰ると途端に開放感がいっぱいになって、なかなか我々の話は聞かない。「うるせえな、じいさん」なんていうような言葉で一蹴される。それをどういうふうに指導していくか。このテクニック、これはほかの分科会長も勉強、研究しているかと思うのですが、そんな地区では悩みを持っています。

それから、一番最後の文章の中に、外国人も同じ市民として「安心して」ではなくて、「安全で、しかも安心して」というような表現だといいたく、そういうようなことを感じました。

先ほどの5ページで、女性に対する暴力の根絶と、何でここだけに女性という言葉を使ったのかなと、そういうようなことを感じました。

余り参考になりませんが、和やかにお話し合いを進めていただければと思います。私の経験談をお話いたしました。失礼しました。

分科会長

では、どうぞ。

委員

私は今、会員143世帯の滝の原自治会というところに所属しておりますが、今年の10月21日には、行政の賛同を得、全員参加くらいの形で19年目を迎えた福祉まつりを自治会として開催することができました。そういうことを考えたとき、今回の総合計画の中では、協働ということをより宣伝する必要があるのかなと感じました。

それに伴い、超高齢化社会を迎え、やはり自分の住んでいるところで住民の一人だという意識を持ち、安心、安全、ここに住んでいる喜びをどう感じられるか。そして、それを自分自身の意識のなかでどう地域に生かしていけるか。それらが均等になった総合計画になればよろしいかと思います。

それと同時に、行政の責務というものが、3本の柱のように当然出てきますから、その責務の中には、今までのような情報公開だけでいいのかという問題も生じると思います。他の市では、職員のロッカーは5時以降でも開放して出せるものはすべて出すというくらい、想像つかないようなところまでであるという話もお聞きしております。

また、私自身は女性団体に務めさせていただいておりますので、特に男女共同参画の窓口の皆さんとは親しくさせていただいております。そんな中で感じるのは、市民の一人として職員の方との信頼関係が持てるかどうか、協働という中でもものすごく必要だということです。そして、それが当たり前という職場環境が、行政の中でも確認されていってもよろしいのではという気がします。

大きな2つ目になるかと思うのは、地区センターのあり方です。今までのように文化祭やいろいろな形で各自治会が開催しているものに対して、行政がどれだけその情報を組み入れて、それをまた、住民の中に還元できるか。これからの協働という中には、そういったことも大事な柱にしていいのではと私は思います。そういう点では、職員の配置等だけではなく、市民の側も行政の動きに目配りするくらいの意識した視点を持ったり、情報提供の仕方を工夫したりしていくことも大事かもしれません。

それから率直に申し上げて、事業所の立場として、企業の責務というものも、もう少しきっちり出していただければいいのかなという気もします。

その理由のひとつが、副会長からもソフトなおっしゃり方で出ましたが、はっきりと言わせていただければDVです。そこから派生して、子供へあたるということまで出てくる。長時間労働などについての警鐘も、字句の中で働きかけを出していただいています。また、男女共同参画など

で、国際婦人年から32年過ぎ、その間の積み重ねで女性でも個性と能力を認めていけるような社会体制づくりが進められています。今、ワーク・ライフ・バランスとよく言われますが、仕事と家庭の両立ができるようになったときに、法律では育児休暇なり看護休暇なりがあっても、いざ実際にとろうとなると限りがある。やはり企業の責務として取り組んでいただかなければ、社会全体のものになっていきません。

それは、公務員というか、市の職員の皆さんも同様で、育児休暇や介護休暇をとるときに、男性職員に対して暖かく、それが当たり前になれるような環境作りをめざせるか。行政の責任というのは、情報公開だけではありません。率先して前進的な課題を一つ一つクリアしていくモデルケースとなれるかということも、行政の本当の力を出せるかどうかだと思います。自分も市民の一人として何ができるかというようなことも、この計画の中に展望として少しでも出せればうれしかなという気がしています。

分科会長

ありがとうございました。基盤の部分のいろんな考え方というか、本当にありがとうございました。

それでは、申しわけありません。委員の方、実はちょっと時間の関係もありますので、第3の議題が、取り組みの今後の方向、目標ということですので、当然こういう課題があるからこう取り組むべきだとか、こういう目標を設定すべきだということですので、ちょっと第3の議題へ進ませていただいて、そして当然意見の中で課題について、ちょっともし指摘の言い足りない部分がありましたら、内容的に戻っていただいて結構ですので、では進めさせていただきます。ありがとうございました。

今議題2につきまして、事務局のほうちょっと意見を、いろいろ踏まえて進めてくださればというふうに考えております。

それでは、3番目の議題につきまして、今後の取り組みの方向や目標につきましてということになります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

資料2をごらんください。取り組みの方向・目標等についてご説明いたします。

先ほどの議題でご説明いたしました社会背景・環境、今後の見通し等を踏まえまして、重点的な課題に対応するための取り組みの方向や目標、そして目標に近づくため、今後重点的に行っていくべき取り組みについて検討いたしました。

まず、1の市民が主役のまちづくりを推進するについてのうち、(1)の取り組みの方向等についてでございますが、先ほどの議題でご説明いたしました重点課題に対応し、次の3つに整理しております。まず、重点課題1に対応する取り組みの方向といたしまして、協働によるまちづくりの推進を施策に位置づけ、その目指す状態といたしまして、「市民の主体的なまちづくり活動が活発に行われており、協働のまちづくりが進んでいます」という施策目標の設定をいたしたいと考えております。

さらには、これに向けた取り組みでございますが、次の3つに整理しております。1つ目は、地域まちづくり組織やNPO、ボランティア団体などのまちづくり活動の担い手の育成強化でございます。2つ目は、まちづくり活動に参加する機会と環境の充実でございます。3つ目は、まちづくり活動に関する情報の共有化でございます。以上の3つの重点的な取り組みといたしまして、協働によるまちづくりの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、重点課題2に対応する取り組みの方向といたしまして、地域主体のまちづくりの促進を施策に位置づけ、その目指す状態といたしまして、「地域住民がまちづくりの目標を共有し、個性あふれるまちが市民の手によってつくられています」という施策目標を設定いたしたいと考えております。

これに向けた取り組みでございますが、次の2つに整理しております。1つ目は、地域住民が地域の将来像を考え、共有するための地域ビジョンの策定支援でございます。2つ目は、地域まちづくり活動への支援の充実でございます。以上の2つを重点的な取り組みといたしまして、地域主体のまちづくりの促進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、重点課題3に対応する取り組みの方向といたしまして、市民の市政への参画促進を施策に位置づけ、その目指す状態といたしまして、「政策形成のさまざまな過程で市民の意見がよりの確に反映されています」という施策目標の設定をいたしたいと考えております。

これに向けた取り組みでございますが、次の2つに整理しております。1つ目は、行政情報の共有化の促進でございます。2つ目は、政策形成段階からの市民参画の促進でございます。以上の2つを重点的な取り組みといたしまして、市民の市政への参画促進に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、(2)の重点的な事業についてであります。ただいまご説明いたしました市民が主役のまちづくりを推進するという分野における代表的な事業といたしまして、2つほどご参考までに記載させていただいております。

1つ目は、まちづくり活動情報の交流促進であり、まちづくりの考え方や協働事業などの情報提供を行うため、多様な媒体を活用し提供する。また、各主体の活動情報などのまちづくりに関する情報発信を促進し、情報集約化を図り共有化することでまちづくりを活性化するものであります。

2つ目は、地域のまちづくり組織の組織強化であり、地域内の各主体間の連携を図ることにより、地域まちづくり組織の組織強化を行うとともに、地域の基盤的組織であります自治会への加入を促進する。また、各地域まちづくり組織間の情報交換の場を設けることにより、効果的、効率的なまちづくり活動を促進するものであります。

「市民が主役のまちづくりを推進する」という目標に向け、こうした事業を初め、施策目標の達成を図るため具体の事業を位置づけてまいりたいと考えております。

続きまして、3ページの2、行政経営基盤に関することについてのうち、(1)の取り組みの方向等についてでございますが、先ほどの議題でご説明いたしました重点課題に対応し、次のとおり4つに整理しております。まず、重点課題1に対応する取り組みの方向といたしまして、効果的で効率的な行政経営システムの確立を施策に位置づけ、その目指す状態といたしまして、「分権型社会のもと、限りある経営資源を適切に配分することにより、最少の経費で最大の効果が発揮できるような行政経

営を行っています」という施策目標の設定をいたしたいと考えております。

これに向けた取り組みであります。1つ目は経営資源を最適に配分し活用する仕組みの充実、2つ目は新たな自治の仕組みの創造、3つ目は都市連携の強化であります。以上の3つを重点的な取り組みといたしまして、効果的で効率的な行政経営システムの確立に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、重点課題2に対応する取り組みの方向といたしまして、地区行政の推進を施策に位置づけ、その目指す状態といたしまして、「地域に視点を置いた行政経営が、効果的に展開されています」という施策目標の設定をいたしたいと考えております。

これに向けた取り組みであります。地域行政機関の機能強化であります。この取り組みを重点的なものといたしまして、地区行政の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、重点課題3に対応する取り組みの方向といたしまして、行政の組織力の向上を施策に位置づけ、その目指す状態といたしまして、「行政が組織力を高め、まちづくりの課題に対応し、個性あるまちづくりを進めています」という施策目標の設定をいたしたいと考えております。

これに向けた取り組みであります。1つ目は意欲や能力に応じた人材活用の推進、2つ目は職員の自律的能力開発の推進であります。以上の2つを重点的な取り組みといたしまして、行政の組織力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4ページの重点課題4に対応する取り組みの方向といたしまして、財政基盤の強化を施策に位置づけ、その目指す状態といたしまして、「将来にわたり財政運営の健全性が確保されています」という施策目標の設定をいたしたいと考えております。

これに向けた取り組みであります。1つ目は自立可能な財政構造の構築、2つ目は財源の充実強化であります。以上の2つの重点的な取り組みといたしまして、財政基盤の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、(2)の重点的な事業についてであります。ただいまご説明いたしました行政経営基盤を強化するという分野における代表的な事業といたしまして、3つほどご参考までに記載させていただきます。1つ目は、自治基本条例の制定及び条例の趣旨の周知であり、自治の理念・基本原則、市民・議会、執行機関の役割・責務、市政運営の仕組み等を規定する自治基本条例を制定し、その趣旨を周知することにより、本市にふさわしい市民自治の確立を目指すものであります。

2つ目は、地域行政機関の体制・権限の強化であり、市民の利便性の向上を図るとともに、地域の特性に応じた施策・事業を展開するため、地域行政機関において効果的に機能が発揮できる体制や権限の強化を行うものであります。

3つ目は、将来世代への負担に配慮した財政運営であり、将来にわたり財政運営のさらなる健全性が確立できるよう、財政状況の分析結果を踏まえ、中期財政計画の策定を行い、将来世代への負担に配慮した財政運営に取り組んでいくものであります。

「行政経営基盤を強化する」という目標に向け、こうした事業を初め、施策目標の達成を図るための具体的な事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、6ページの3、市民の相互理解と共生に関することについてのうち、(1)の取り組みの方向等についてであります。先ほどの議題でご説明いたしました重点課題に対応し、次の3つに整理しております。まず、重点課題1に対応する取り組みの方向といたしまして、かけがえのない個人の尊重を施策に位置づけ、その目指す状態といたしまして、「すべての人が、個人として尊重され、その人権が擁護されています」という施策目標を設定いたしたいと考えております。

これに向けた取り組みであります。1つ目は女性の人権を尊重する社会づくりの推進、2つ目は子供の権利を尊重する環境づくり、3つ目はいじめ対策の充実、4つ目は高齢者・障がい者の権利擁護の充実であります。以上の4つを重点的な取り組みといたしまして、かけがえのない個人の尊重に組み込んでまいりたいと考えております。

次に、重点課題2に対応する取り組みの方向といたしまして、男女共同参画の推進を施策に位置づけ、その目指す状態といたしまして、「男女があらゆる分野に参画しています」という施策目標の設定をいたしたいと考えております。

これに向けた取り組みでございますが、1つ目は男女共同参画意識の醸成、2つ目は男女共同参画推進のための能力開発・活用の促進と環境整備であります。以上の2つを重点的な取り組みといたしまして、男女共同参画の推進に組み込んでまいりたいと考えております。

次に、重点課題3に対応する取り組みの方向といたしまして、多文化共生の地域づくりを施策に位置づけ、その目指す状態といたしまして、「市民も在住外国人も同じ市民として、相互に理解し合い、安心して暮らしています」という施策目標の設定をいたしたいと考えております。

これに向けた取り組みであります。1つ目は情報の多言語化の推進、2つ目は在住外国人との相互理解の促進、3つ目は平和啓発活動の充実であります。以上の3つを重点的な取り組みといたしまして、多文化共生の地域づくりに組み込んでまいりたいと考えております。

続きまして、8ページの(2)の重点的な事業についてであります。ただいまご説明いたしました市民の相互理解と共生のこころを育むという分野における代表的な事業といたしまして、5つほどご参考までに記載させていただいております。1つ目は、DV被害者の支援強化であり、DV被害者を安全に保護し、自立して生活できるよう必要な支援を行うものであります。

2つ目は、児童虐待防止体制の充実であり、児童の福祉の増進を図るため、児童虐待に効果的な対応ができるよう体制づくりを推進するものであります。

3つ目は、いじめゼロ運動の推進であり、児童生徒がルールやマナーを守るとともに、いじめを許さない態度を身につけられるよう、問題行動及びいじめ・不登校対策の強化を図るものであります。

4つ目は、ワーク・ライフ・バランスの促進であり、男女がともに仕事と生活のバランスをとることができるよう環境を整備するものであります。

5つ目は、在住外国人と市民のネットワーク化事業であり、在住外国人も市民も、言葉やコミュニケーションの障壁を超えて、同じ地域社会の構成員として、相互に理解し、役割と責務を果たし、安心して生活でき、地域づくりの担い手となってもらうため、市民への多文化共生社会に関する啓発を推進するとともに、団体やボランティアのネットワーク化を図るものであります。

「市民の相互理解と共生のこころを育む」という目標に向け、こうした事業を初め、施策目標の達成を図るための具体の事業を位置づけまいりたいと考えております。

以上で取り組みの方向・目標等についての説明を終わります。

分科会長

どうもありがとうございました。

それでは、早速意見交換というか、に入っていきたいと思います。今説明ございましたように、重点課題を掲げた上で取り組みの方向・施策目標、それから取り組みというふうになっておりますね。それで、重点的な事業例というようなことも挙げられているということで、本日の極めてちょっと今後のことを考える大切な部分が入っていて、事業概要を見ますとなかなか難しいのですよね。この具体的な施策を具体的にぼんとある程度出しているところもあれば、やや抽象的と申しますか、どちらかという取り組みの方向の延長上でちょっと書かざるを得ないものがございますので、この辺の、事業例ですからいいのしょうけれども、なかなか苦慮されているというか、難しいところだと思いますが、ただ我々この回数も限られていますし、皆様方のきょう委員の方から具体的な事業についても結構ですし、それからそもそもこのちょっと大枠での取り組みの方向というのですか、あるいは目指す施策目標ということでも結構ですので、これもどうでしょう。順番を限定せずに、皆さん今度は、たまたま先ほど順番にいきましたけれども、そういうことはありませんので、ご自由にどうぞ意見をおっしゃってください。いかがでございましょうか。なかなか実際にやっていくとなると、何を出してくるかというのは難しいと思いますが。

どうぞ。

委員

市民協働については、いろんな団体とか、いろんな人と顔を合わせるのですが、どうしても偏った人が多いと思うのですよね。実際に積極的な方は限られたと言っても語弊があるのですが、無関心な市民の方のほうがすごく多いと思うのです、現実問題としては。自治会の役員をお願いしても、いや、私はちょっとというか、いわゆるリタイアされた方がボランティア的にやっていたというような。要は、サラリーマンの参加が少ないとか、実際の子育て世代の方の参加が少ないとか、いろんなことがあると思うのです。そういう各層の入った、各層の方々が参加しやすいような、もちろん子供への教育、まちづくりに対する教育も必要ですし、そういうことを重点的にやっついていかないと、やはりこれからの宇都宮まちづくりに関しては、やっぱり行政主体でお膳立てをしないとなかなか進まないという実態があって、進みにくいのではないかなというのを常日ごろ考えておりますが、委員の方でご意見等があればつけ加えて、いただきたいなと思います。

分科会長

ずばりご指摘の、理念掲げるのは非常にすばらしいのだけれども、現実を見た場合に、やはりそも

そも参加自体に無関心な市民が多いということで、それを何とか工夫していくような仕組みを考えていったらどうかということでございます。それから、市民団体についても、ちょっと1つの見方という、偏ったという、困るのではないかと。

先ほど、かなりやろうと思えばいろんな仕組みはあるのだけれども、持っていき方が問題だなんていうと、ややこの取り組みでいうと、ではある程度環境は整っているなら、今さらまたさらに環境を整えていくみたいな、この取り組み内容でちょっとこう触れていますから、そのあたりとか、いかがなのでしょうね。ほかのことでも。

委員

環境は整ったほうがいいと思いますけれども。

分科会長

環境は整ったほうがいいですね。

委員

市民活動団体も、確かに結構あくが強い方がいっぱいいらっしゃるから、もうこういう形でののが結構多いですね。今ややっぱりNPOで一番問題になっているのは、自分たちの活動をきちんとPRして、それに共感してくれる人をどうふやしていくかということがやっぱり足りない。いいことをやっていれば自然に見てもらえるというのは大きな間違いなのだというのを盛んにみんなで言っているのですけれども、そうはいつでも非常に経営基盤が弱小なものですから、脆弱なので、情報発信すらまともにできないということが非常にある。そういう意味では、やっぱりこういった公的な力をかりながらの支援というのは非常に重要なのではないかなというふうに思います。

私たちが日ごろからちょっと感じていることを少し言わせていただきますと、私たち今市民活動サポートセンターというのをやっていると、いろんな相談が舞い込んでくるのですよね。例えば、高齢者でひとり暮らしの方がアパートの3階、4階に住んでいるのですけれども、ごみ出しができない。だれかそれをやってくれるボランティアの方はいないかとか、それから重度の障害の方がいて、自分一人ではもう出歩けないのだけれども、毎日話し相手になってくれる方はだれかいらっしゃいませんかとか、それから生活保護を受けている方が、日々の生活に張りがなくて、何か生きがいを見出す方法はないでしょうかといったことで来るのです。生きがいという部分になると、なかなか公的なサービスにかかわるものは難しいのかもしれないのですけれども、1つはやっぱりこういった相談、市民のところではかけがえのない個人の尊重という言葉があったのですが、いろんな方々が市民として、そして外国人の方ももちろんいらっしゃるわけですね。母語がない子供がふえる、まさにそのとおりで、学校に行ってもお父さんの言葉もお母さんの言葉もしゃべれない子供がいて、どうしたらいいのかという相談が来たり、それはやっぱりなかなか市民活動としてボランティアで対応できる範疇を少し超えている部分があると思うのです。そういったところを公的なサービスであれば、どこまでカバーで

きるかということを含めて相談に乗ってくれる窓口というのが必要なのではないかなというふうに感じています。

そこで、例えば公的なサービスであればこういうものがあるよといった情報を流した上で、さらに市民活動なりNPOなりができる部分はということなのかという対応がとれるようになると、こうした、今現在知るか知らないか、多分サービスのことを知らないがゆえにセーフティーネットから外れてしまっている方々が、こういったものを受けられるという体制が整うのではないかなというふうに思います。

もう一つは、先ほどの市民活動団体の中で、やはりいろいろすばらしい活動をしている団体がおりますので、DVのことにしても児童虐待のことにしても。ですから、ぜひそういった団体と本当に協働というか、手に手をとってというか、活動を進めていくことによって、また次の段階というのでも生まれてくると思いますので、そこを、もうこの取り組みの中にも載っておりますけれども、進めていただけたらいいなというふうに感じました。

分科会長

どうもありがとうございました。

副分科会長

孫譲りという言葉はご存じだと思いますが、いわゆる昔はお父さん、お母さんは子供に自分の技術を伝えていく。ところが、今は子供がいなく、孫におじいちゃん、おばあちゃんが技術を伝えていく、これ孫譲りというのだそうです。ですから、今のお年寄りたちはいろんなことを考えている。いろんなことをやってみたいけれども、場所がない。いわゆる居場所がないというようなことが考えられるわけなのですけれども、これからの本当に高齢者の扱い方というのが、まちづくりの何か、何と言ったらいいかな、キーを持っているのではないかなというような私は感じを持っております。

今度今月の29日に老人クラブのほうで、ぜひ老人クラブ加入促進大会をやってというようなことを言っておりましたけれども、自治会に関係することですので、私どもも大いに協力はしていきたいなと。そんなことで、とにかく孫譲りということで、お年寄りは、もううずうずしているのだということを知っておいたらどうかなと思います。

以上です。

分科会長

ありがとうございます。

委員

この重点課題の今ご説明を伺いながら、先ほど言われた会社、企業を対象ということが全く入っていないというのに気がつきまして、法人というのは会社に人格が与えられたということで、人と同じ

扱いをされているのですね。これ1602年にオランダで東インド会社というのを、法人格を与えるかどうかという大変大きな議論になったことがございまして、人の役に立つ組織なのだからいいではないかということでキリスト教も認めたということで、会社に法人格という人格が与えられたのです。そういうことを考えますと、会社というのは要するに一人の人間と同じだというふうに考えますと、一市民と同じ扱いをしなければいけないのではないかということに今思い当たりまして、それだったらこのまちづくりの力の中に、その会社というものを入れなければいけないのではないかなというふうにちょっと感じたものですから、そういった点からの考え方というのも、先ほど言われたことと同じだと思いますが、考えていただけたらどうなのかなというふうに思いました。

分科会長

ありがとうございました。

まさに我々のこの分科会でも、たしか市民、事業者、行政というふうに使われていたかな。まさにその辺のところを、事業者としての、民間事業者ですよ、ということでご指摘で、我々委員からその辺のころも知恵をぜひ出していただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

いかがでございましょう。どうぞ。

委員

今ご発言いただいたようなことを、私もサポートセンターの皆様方からお聞きしたことがあります。

ですから、地区センターを大事にして、自慢できる項目を増やすのはすばらしいことです。今度はさらに、市民たちがどう効果的に生活に生かしていくか。しいて言えば、市民の人たちが地区センターに必要としているものを行政がどう市民生活に反映させるか考えることが大切ではないでしょうか。自分たちと手をつないで行こうとね。

それには、一番大事にしたいのは、やっぱり自治会なんですよ。でも、その自治会自体が今大変つらい部分がある。

もう、20年以上前になるのかもしれませんが、自治会に補助金を出していただきました。あれは、本当に画期的だったと思います。手前味噌で恐縮なのですが、滝の原自治会は中央公園から鶴田駅までの2.2キロ区間を、宇都宮市初めての歩行者専用道路、遊歩道を作っていただきました。そして、行政が作ってくれたこの遊歩道を有効に使おうと、夏は子供たちにこの遊歩道で野外映画を見せたり、両サイドに植栽をしてくださいましたから、ツツジが咲くとツツジ会というお花見の会を開く。そんな活動を自治会の人たちがゴザを敷いたり、食べるものを持ち寄ったりして行ってきました。行政にやっていただいたことを、住民が受けて立って大切に大切に育ててきたんです。最初に申し上げた福祉まつりも、その一環です。

第1回の福祉まつりのとき、障がい者の会にトイレを2基送り、それが起爆剤になって、障がい

者であるご自身が自分のアパートを障がい者用として、また働く場所も提供してくれました。さらに、その方がゴミの分別収集の回収をしてくださる方だったので、私どもの自治会では早いうちから分別ゴミの収集をしてリサイクルの売り上げを育成会の収益にするという、行政にしていたことに自治会での活動を絡めて、相乗効果を上げてきました。

また、私どもの自治会では、出資金制度で土地も買い、自治会館を建てました。市からは建物の補助金は頂戴し、そのほかは半年くらいかかって自治会員に数千円から万単位まで役員が出資金を募りました。そうして作った建物が、拠点としてあったから、19回の福祉まつりを続けてこられたのだと思います。

結論から言いますと、行政の人たちの努力の積み重ねで、いろいろな事業をやっていたらいい。それを、今度は自分たちが自分たちの地域の中で、活用していく。たとえば、遊歩道である「なかよし道路」をこういう活動に使用したいので申請すると、行政はいやな顔を一切しないで認めてくださる。もちろん、交通妨害をしないなど行政に迷惑がかからないようにする責任は負います。そういった形で、行政と私ども滝の原自治会は、本当に協働というものをまちづくりの中で行えていると感じています。協働というものは、行政との信頼関係があって初めてできるのではという気がいたします。

分科会長

いえいえ。

委員

そういうことや何かで、行政はまだ分別収集は環境問題でございませんでした。それをその人が回収してくれるというふうな、障がい者の働く場所を確保するために、そういうふうなものが自分の自治体の隣の自治会あたりでやったものですから、もう毎年その方にはごあいさつを福祉まつりにはいだけたくみたいのってね、その後行政も環境問題を、分別ごみがというふうなことにも……早いうちからうちのほうは育成会の足しのリサイクルを、もう1年間にいっぱいためて、育成会に売り上げられるように福祉会の人ゴミを出したら回収してもらってあれするというふうな、そういう相乗効果を、行政がそうしていただいたものに、それから今回一番最後になってしまうのですけれども、私どもの自治会では出資金制度で自治会館を建てました。土地まで買ったのですよ。市からは建物の補助金はちょうだいしたのですけれども、そのほかみんながもう何回も自治会の役員が行って、半年ぐらいかかって、公表はしないで、中には、変な話ですけれども、万のお金を出す人、本当に1万円まで出せない、5,000円でねというふうな人まで、それでもうそのときには余り公表しないで、最後まで全部土地と建物を建てるまで、看板まで出来た。ちょうど銀行の利息のいいときだったものですから、そういう形で建物が、拠点があったから、19回の福祉のつどいを続けて、来年は20回だから、本当に今まで余り宣伝や何か私どもやらなかったのですけれども、20回だから何かきちっとしようねなんていう

ふうな気持ちでいるのですけれども。

それで結論から言いますと、私はやっぱり行政の人たちいろいろ努力して積み重ねてきて、こうなっていますよとおっしゃっていただけた。そういう建物や地区センターも、今度地区センターはもう公費で。それで、いろいろ先ほどのような事業をやっていたら。では、今度自分の地域の中で、そうすると夜でも何でも7時から集まるとかといって、もう本当にすごいのですよ。それをね、これ大事なこと言います。そういうことを行政に、なかよし道路をお貸しくださいと申請すると嫌な顔を一切しないで、幕を張るのを邪魔しない、交通妨害しないけれども、ちょうど自転車でいいわけですから、こういうふうな自由に自動車が入らないというので、こういうのがあるのね。そのこのところに、こういうふうにしてくださいと言えば、それを行政が認めてくれる。

だから、周りの人も交通災害などはさせませんか、言ったら切りないのですけれども、行政と私ども滝の原自治会は、本当に協働というのを、行政は行政の責務で市民におこたえできるものを本当にやっていただけている。そういうよりどころがあるから、私どもは毎年福祉まつりも続けてこられた。責任も負います、ただ、行政に迷惑かからないように。それでいながらも、協働みたいなものをまちづくりということで、私こんな話するわけで女性団体として出たのはいけなかったかもしれないのですけれども。

分科会長

いえいえ、ありがとうございます。

委員

そういうふうなもの。もう本当に、もう今は亡くなったから言いますが、夫が自治会長であったし、たまたま私もちょっといい、私なりにさせていただけておりましたので、行政とのパイプ役みたいなものをずっとさせて、夫も永眠して5年で、11月1日がちょうど5年目で、きょうこんなことあって、私供養のような話ししてしまったかなと思いますけれども、私協働というものは、本当に行政との信頼関係があって、私できるような気がいたします。

分科会長

ありがとうございました。

本当に貴重なご経験で、今も継続というか、ご活躍なさっている、まさに草の根レベルでのお話でした。確かに自治会、身近なレベルで見れば自治会、それから、やっぱり民間のそういった事業者もですけれども、それから自治会とNPOと申しますか、それからNPOと市民団体また交錯する部分あると思いますが、自治会と市民団体、それから、その辺の自治会の活動自体が孫譲りの何かというのはやっぱり必要なのでしょうね。幾ら上から協働だ、協働だと言っても、その辺のところ。

委員

そういうものを常に温かくね。行政の人も駆け込まれたときに、にっこり笑って聞いてくれるとか、そういう些細なところが大切ですよ。だから私たちの自治会も、今度も大きな福祉まつりをさせていただけるのですから。

分科会長

だから、そこが、その辺そうですね。それぞれ別のいろんな組織が生き生きと活動するのはいいのでしょうかけれども、例えば自治会、NPO、市民団体、民間事業者、いろんなその何か接点が、どうやってやるかというのが必要なのでしょうか。そこがなかなか回答が。

委員

私は女性団体をやらせていただいて、市民のつどいは今度27回目を迎えますが、今まではまちづくりという分科会を設けられなかった。でも、2、3年前からまちづくりという課題を分科会として設けています。それぞれの持っている団体、連絡協議会自らがまちづくりをどう取り入れるのかは、問題ですね。

分科会長

ありがとうございました。

それでは、時間が迫っているのですが、この件につきまして、どうぞ、もし一言あれば。

委員

2点だけちょっと。

分科会長

では2点、はい。

委員

先ほどのいろんな市民活動団体が生まれる背景というのは、例えば介護制度が変わることによって、今まで法的なアシストを受けていたサービスがなくなる。そうすると、その方は困った、何とかしてほしい。それで、その対応のために市民活動が生まれて、それに対応するという形になると思うのです。その生まれるまでのギャップは、今まで受けていたサービスの方はサービスが受けられなくて、いわゆる空白時間になってしまうと思うのです。ですから、それは行政側が今までのサービスがなくなった段階で、ある程度の準備をしていただかないと、サービスが全くなくなってしまう市民の方が生まれる。そういうことのないような宇都宮市にぜひしたいなと思っておりますので、その辺の行政

仕組みとの関連が非常に重要になってくると思います。それが1点です。

それと、もう一つこういう総合計画を立て、事業内容を決めますと、それを管理するための、簡単に言えば事業評価のために時間が費やされて、肝心の事業展開のところになかなかパワーが、マンパワーが回らないということにならないように、管理そのものも効率的にやれるように、余り職員の方の負担にならないような仕組みをぜひ考えてほしいなと思います。考えるべきだろうと。

分科会長

かえって負担になってしまうとね。だから、市民に引きつけても、なかなか大学法人評価というところ…すごく今のご指摘ぐさっと来たのですけれども、ありがとうございます。

それでは、ごめんなさい、ちょっと時間的なことがございますので、事務局はちょっと今のような意見踏まえた上で、ぜひよろしく願いいたします。今後進めてくださるようよろしく願いいたします。

それでは、続けまして、議題の4です。この先進地視察の候補について、これは従来分科会として、1つの分科会として先進地視察を行うということですので、ちょっと手帳か何か用意してもらった方がよろしいのかな。ちょっと事務局のほうからよろしく願いいたします。

事務局

それでは、資料3の先進地視察候補についてをごらんいただきたいと思います。

1の実施目的でございますが、重点課題を解決するため効果的と考えられる取り組みについて、調査審議をするために、参考として先進地事例の調査研究を行うものでございます。

2の実施期間でございますが、ことしの、来月11月下旬ごろを予定しております。

3の候補についてであります。宇都宮市が今後とも持続的な発展を続けるためには、市民主体の積極的な社会活動が重要な要素となることから、それらの取り組みが先進的に行われている事例を先進地候補として選定したいと思って、事務局で協議、お示しさせていただきました2案をご提案させていただきました。

まず、視察事項の事業でございますが、協働によるまちづくりの推進事業といたしまして、生い立ちが違う2案をご提案させていただきます。1つは、大学と企業が中心となってまちづくりセンターを立ち上げたもの、もう一つは行政側が公設民営方式としたまちづくりセンターを設置したものでございます。

まず、案1についてでございますが、岐阜市でございます。こちらは、おおむね3時間ちょっとぐらいで行けるというふうな、地理的なものでございますので、日帰りというふうにごちら括弧で示させていただいたところでございます。概要でございますが、大学と企業が主体のまちづくりというふうになってございます。「ぎふまちづくりセンター」の設置をされたものでございます。設置に当たりましては、岐阜大と、あと十六銀行による産学連携によりました地域活性化研究会が設置を提言されたものという経緯がございます。住民、企業、学識、専門家による民主導型の開放組織と行政の協

働。役割として、ここは特徴的なものが出てくるわけですが、まちづくりや地域に関するシンクタンクやコーディネイト機能を持つ。また、プレゼンテーション機能の充実による公開セミナー等の啓蒙やシンポジウム等の政策提言をされるというふうな「ぎふまちづくりセンター」が第1案でございます。

続きまして、第2案といたしまして、こちらは浜松市をご提案させていただいています。その内容は、市民活動やコミュニティ活動の支援でございます。名称は、「浜松まちづくりセンター」というふうなことでございます。設置に当たりましては、財団法人の浜松まちづくり公社への、これは公設民営、管理運営委託による公設民営方式でございます。設立に当たりましては、公募市民や浜松まちづくり市民の会の代表を含んで、まちづくり研究会を設置してやったものでございます。特徴といたしまして、この機能としまして、市民活動やコミュニティ活動の支援、行政と市民の中間的な立場で情報の提供や活動を支援するというふうな点が2案でございます。

説明は以上でございますので、よろしくお願いたします。

分科会長

どうもありがとうございました。

そうすると、確認なのですけれども、第3回目の分科会がこれということですね。皆さんにもお伝えしたいので。

事務局

はい、そうでございます。

分科会長

わかりました。ありがとうございます。

それでは、ちょっと皆さんにお諮りして、これはできればこの2つの、第3案を提案して下さっても結構なのですけれども、恐らくこの2つのうちどちらかということと、日程もせつかく、この場で決めていきたいというふうな、いいわけですね。

事務局

はい。

分科会長

それで、皆さんごめんなさい、ちょっとカレンダーというか、スケジュールのほう大丈夫でしょうか。見ていただきながらなのですけれども、当然我々委員と、実質的に支えてくださっている事務局の方も含めて出席されるわけなので、行政の執行部の方と我々との日程調整でございますが、どういたしましょう。まずは、その案件の案の2つの視察地なのですけれども、これちょっと越権行為と言

われてしまうかな。ちょっと私どちらもすばらしい興味深い例なのですけれども、特に手づくり感と申しますか、それからちょっと自分の所属する組織ばかり引きずって申しわけない、大学と企業ということで、案1のほうがどちらかというといいという思いがしたのですけれども、皆さんいかがですか。よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

分科会長

それでは、ちょっと案の1のほうということで、それで実施期間なのですけれども、実はこれも私第1回のときにちょっと所用で失礼してしまったのですが、分科会ということでありますので、ぜひ出席という思いはありますが、ここでちょっと見たところ、本当にこれわがままなこと言っているかもしれないのですけれども、11月26日の月曜日がちょっと11月であれば、これを下旬というかと言われると、ちょっと微妙なのですが、それであれば非常にありがたいということと、あとその11月26日ちょっと無理であれば、これはどうなのでしょう。また議会等との確認はあるのでしょうか。ちょっと12月の5、6、7あたりのどれかですと助かるということですが、第1案として。いかがでしょう。

委員

私は26日オーケーです。

分科会長

そうですか、では。

委員

私もオーケー。

分科会長

そうですか。ごめんなさい、事前の打ち合わせのとき、ちょっと私26日で予約なのですけれども、今月曜日がつぶれると、今度振り替えてやれだとか、大学祭なんかの関係で26日すぱっとあきましたので、失礼しました。では、これは本当にありがたい。では、行政の方たちも大丈夫なのですね。

では、11月の26日月曜日ということで、これは変な話朝からかなり後まであけておいていただいて、朝早く集まっていたくような形になりますので、11月26日に日帰りで岐阜県岐阜市について、この協働によるまちづくりの推進事業ということで視察を入れさせるということでいかがでしょうか。

事務局

日程のほうですね、そんな形で調整をさせていただきますが、相手方のほうもございますので、一応そういうことでお受けしまして、調整をさせていただきます。なるべく相手方に受け入れをしてい

ただけるような形で。

あと、事務局のほうは先ほど会長のほうからお話がありましたが、3名程度ついていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

分科会長

ありがとうございました。

それから、その他でございますでしょうか。

事務局

事務局から。

分科会長

事務局からですね、どうぞ。皆さんからはよろしいですね、その他。

では、事務局からどうぞ。

事務局

先ほど会長からございましたが、本日が2回目でございます、3回目が今日程等をご調整いただきました視察でございます。分科会としては、もう一回この分野別計画策定にかかわりますこの分科会ごとの意見の取りまとめというのがございまして、それを12月ごろに開催させていただきたいというふうなご予定がございますので、よろしく願いします。年明けましたら、また今度は全体会というようなものが予定されてございますので、どうぞスケジュール等、ご報告でございますので、よろしく願いします。

分科会長

ありがとうございました。

次回の視察と12月の分科会。そうすると、分科会としては、その12月で最終回ということで、その後年明けて全体会が2回ぐらいでしょうかね、ということでもありますので、非常にこの分科会重要になってくると思います。ありがとうございました。

以上で本日の議事はすべて終了ということになりますが、皆様方から何かございますでしょうか。

それでは、本当にきょうはありがとうございました。非常にこの都市・自治の問題というのは、独特の非常に重要な重い課題と同時に、案を出すときの難しさがある。私なりにちょっとこの全体の議論と個々の議論というふうになったのですけれども、皆様方非常にその辺のところ、ある意味でバランス感覚と申しますか、いろいろ学ばせてもらって、キーワードをもとに、それから何といても実践活動といいますか、実際のそういったことをもとに発言されるので、一つ一つの発言を本当に重く受けとめた次第であります。本当にきょうはどうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日第2回の都市経営・自治分科会を終了いたします。また、次回もぜひよろしくお願いいたします。どうもお疲れさまでした。

閉会 午前11時55分